



イケケン先生の『恐縮ですが…一言コラム』

第 494 回 税理士も、セカンドオピニオンの必要性

2012.10.14

最近よく「セカンドオピニオン」という言葉を耳にする。

セカンドオピニオンとは、よりよい決断をするために、当事者以外の専門的な知識を持った第三者に求めた「意見」、または「意見を求める行為」の事で、特に医療の分野で言われるようになった。それは、「医者を変える」ことではない。主治医との良好な関係を保ちながら、複数の医師の意見を聞くということのようだ。

医療が進歩してさまざまな治療法が生まれている。その結果、医師によってあなたの病気に対する考え方が違うことがある。また、医師や病院によって、医療技術や診療の質に差があることも考えられる。そこで、あなたにとって最善と考えられる治療を、患者と主治医で判断するため、主治医以外の医師の意見を聞くこと、それがセカンドオピニオンだ。アメリカではすでに常識的なこと、日本でも普及のきざしが見えてきた。言ってみれば当たり前のことで、納得して治療法を選ぶことは、患者の持つ基本的な権利ということに他ならない。

こんな当たり前のことが、どうも通りにくい…と言う業界(?)がある。

士業と言われる先生業だ。特に顧問制度が定着している税理士業は、親子代々にわたるお付き合いがあったり、税理士が会社経営上の秘匿部分を熟知していることもあり、どうも、ほかの税理士には相談し難(にくい)というイメージがあった。

医師と同じ、税理士も人間である。考え方や思想の違いがあり、経験度の差があり、本人のスキルの問題もあるだろう。税理士事務所の体制や戦略の相違もある。

したがって、税理士によって税法の解釈も異なってくるに違いない。

しかし、納税者の立場に立てば、納税意識の高揚や、正しい納税の執行のためには、納得した納税方法を選択するのは、納税者の基本的権利と言っても良いのである。

ここに医療分野と全く同様の、セカンドオピニオンの必要性が存在すると思われる。

その動向に釘を刺すのが「税務代理制度」である。

税理士が税務代理を行う場合は、その権限を証する書面、いわゆる「**税務代理権限証書**」を税務官公署に提出しなければならないことが、法律で定められている(税理士法第 30 条)。

この代理権限者が複数であれば、制度的にややこしいというのが現状である(実際は可能)。

また、医業の場合セカンドオピニオンの報酬は保険外、つまり自由診療であり、想像以上に高価な相談料になるのがネック。税理士の場合は、法定の代理業務には該当しないゆえ、報酬は曖昧模糊とした「税務相談料」になるか、無料になるかもしれない。

社会的ニーズがあるセカンドオピニオンに対して、医業も士業も、制度的対応がいかにも未熟である。しっかりした制度が確立すれば、医業も士業も、マーケットは 2 倍になるはずだ！患者や納税者、消費者の欲求を満たした制度改革、こんな声を盛り上げたいと思っている。